【 取 材・ 撮 影 要 項 】

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟

1. はじめに

本要項は、これまでの本連盟の対応を明文化したものであり、スポーツ報道を目的とした取材・撮影を阻害するものではありません。これまで通り、報道に携わる関係各社の記者、カメラマン、関係者の方に対して、競技における資料、そして取材・撮影の機会と場所を可能な限り提供し、快適に取材業務を遂行していただくための計画、準備、援助を行い、十分な配慮を払います。

しかし、近年ネットオークション等で、選手の肖像権、パブリシティ権を無視して、商業活動をしているものが多発しています。盗撮などの悪質な犯罪行為や、個人でブログやホームページを開設し、選手の肖像権や一般観客のプライバシーの侵害による問題や苦情も後を絶ちません。また、チーム関係者と称して行う取材活動や、試合観戦を主目的とした大学関係者による疑似取材活動を通じて不正入場するケースも発生しています。さらには、保護者や一般のお客様の中にも無断でチームや個人の情報や写真・動画を SNS 上に拡散し、チームや個人に不利益をもたらすケースも発生しています。

大会に参加する全ての構成員が、お互いに安心して安全に活動することができるように、健全な取材活動と適切な撮影行動をお願いいたします。

本要項では取材や撮影の目的によって、対象者を次の 4 つに区分します。

① スポーツ報道を目的とする者（以下「報道関係者」という。）

② チームのスカウティング又は広報を目的とする者（以下「チームスタッフ」という。）

広報については、チームから委託を受けた者を含む。

③ 選手の保護者等で、当該チームの活躍を映像に残し、個人で鑑賞することを目的とする者（以下「保護者等」という。）

④ バスケットボールファンとしてスポーツ観戦を目的とする者（以下「一般客」という。）

※それぞれの目的に応じて、事前申請の有無、活動エリア、ルール等が異なりますので、ご注意ください。

本要項における「レンズ交換式カメラ」とは、一眼レフカメラ、ミラーレスカメラ等、撮影用レンズを交換できるカメラをいいます。本要項に取扱いが明示されていない機材を使用する場合は、事前に本連盟に確認してください。

2. 基本ルールと違反行為に対する対応

（1）基本ルール

① 会場が定めるルール（特に立入禁止や土足禁止等）に従うこと

② 対象者に応じて本連盟が定めるルールに従うこと

③ 公序良俗に反する行為を行わないこと

④ 選手、チーム関係者、観客その他の者の肖像、プライバシー、名誉等の権利利益を侵害する撮影又は公開を行わないこと

（2）撮影や撮影物に関するルール

① 定められたエリア以外での撮影は禁止します。特に、他のお客様の観戦の妨げとなる場所、選手更衣室、役員・審判控え室およびコートまでの移動通路等では、記念撮影等であっても禁止します。

② フラッシュを用いた撮影は禁止します。

③ ビデオ通話による試合映像の送信および SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram 等）等でのライブ配信は禁止します。ただし、本連盟が別途許可した放送・配信については、その許可条件の範囲で認めます。

④ 本要項に違反する撮影が疑われる合理的な理由がある場合は、会場責任者が確認の目的および対象を説明し、本人の任意の同意を得た上で、必要な範囲に限り撮影内容の提示を求めることがあります。端末の操作は原則として本人が行い、当該確認と関係のないデータの提示は求めません。本連盟は、端末又は記録媒体の強制的な取得、無断操作又は撮影データの強制的な消去は行いません。犯罪が疑われる場合は、データの消去を求めず、その保存を依頼し、会場責任者が警察への相談等を行います。

（3）違反行為に対する対応

本要項に違反する行為、試合進行を妨げる行為又は他者の安全・権利を侵害する行為が確認された場合は、次のとおり対応します。違反の疑いがある場合は、まず事実確認を行います。ただし、人身の安全確保又は権利侵害の拡大防止のため緊急の必要がある場合は、必要な範囲で撮影の中止、移動又は退場を求めることがあります。

① 大会役員（学生）が、禁止事項およびその理由を説明し、注意又は是正を求めます。対応が困難な場合は、会場責任者（理事）へ報告します。

② 注意後も違反行為が改善されない場合は、会場責任者（理事）が事実関係および本人の説明を確認した上で、撮影の中止又は退場を求めることがあります。本項に基づく退場又は入場制限に伴う入場料等の取扱いは、措置の理由、観戦の状況その他の事情を踏まえ、法令および事前に明示した入場条件に従って判断します。本項に基づく措置により、法令上認められる返金その他の請求を妨げることはありません。

③ 悪質な違反又は違反の繰り返しが確認された場合は、本連盟が、違反の内容・程度および反復状況に応じて、取材・撮影許可の取消し、今後の取材・撮影の制限又は入場の制限を行うことがあります。その際は、措置の理由、対象および期間を本人に通知します。本人は、本連盟に事実関係および措置の再確認を申し出ることができます。

④ 取材・撮影中は、ボールや選手との接触等に注意し、指定された区域および係員の指示に従ってください。事故が発生した場合は、必要に応じて応急対応および救急要請等を行います。本要項は、本連盟、選手、チーム、審判その他の関係者が法令上負う損害賠償責任を免除するものではありません。

（4）放送・配信権利および撮影物の公開に関する共通事項

① 取材・撮影および撮影物の公開に当たっては、放送・配信の権利を有する事業者から示された権利に関する注意事項のうち、本連盟が事前に周知する内容を必ず確認の上、本要項と併せて遵守してください。

② 本要項による撮影・公開の許可は、会場管理上の許可を示すものであり、第三者の肖像、プライバシー、著作権その他の権利について必要な許諾を包括的に付与するものではありません。撮影・公開に当たっては、第三者の権利利益を侵害しないものとし、法令上必要な場合は権利者の許諾を得てください。

③ 本要項および前記①の注意事項は、入場券購入前又は撮影申請前に確認できるよう、本連盟が案内します。公開可能な範囲、利用媒体、掲載時間その他の条件について適用関係が不明な場合は、実施前に本連盟広報委員会へ確認してください。

（5）申請に伴う個人情報の取扱い

本連盟は、申請により取得する個人情報を、申請審査、本人確認、パスの発行・管理、大会運営に関する連絡および本要項に基づく対応に必要な範囲で利用し、法令に従って適切に管理します。利用目的、保存・削除の取扱いおよび問合せ先は、申請フォーム又は同フォームから確認できる案内に表示します。取扱担当者の閲覧権限を限定し、漏えい等の防止に必要な措置を講じます。

3. 報道関係者の取材・撮影について

（1）目的

本項は、「スポーツ報道」を目的とした取材・撮影について定めます。ただし、(3) ④および⑤に掲げる者がチームの広報活動を目的として撮影する場合の申請、撮影および公開には、第 5 項を適用します。また、(3) ⑥に掲げる者による撮影は、本連盟からの依頼内容の範囲で認めます。

（2）取材申請ができる者

取材申請ができるのは、次の方です。

① 運動記者クラブに所属する記者

② ニュース番組の制作・報道に従事する社員又はスポーツ専門誌の発行元の社員

③ 雑誌、週刊誌の発行元の社員または専属の記者

④ 本連盟加盟大学に所属する「大学新聞」や「大学 WEB」に記事を掲載する目的の記者（同一団体名での申請者数は、記者とカメラマンの合計で 5 人を上限とします。事前申請者が 5 人に達していない場合の追加も含め、当日申請は受け付けません。）

（3）撮影申請ができる者

撮影申請ができるのは、次の方です。

① 運動記者クラブに所属する記者及び写真記者協会に所属するカメラマン

② ニュース番組又はスポーツ専門誌の撮影に従事する社員又は専属のカメラマン

③ 本連盟主催大会に出場する大学に所属する「大学新聞」や「大学 WEB」に掲載する写真を撮影するカメラマン（同一団体名での申請者数は、記者とカメラマンの合計で 5 人を上限とします。事前申請者が 5 人に達していない場合の追加も含め、当日申請は受け付けません。）

④ 本連盟主催大会に出場するチームから「チーム広報カメラマン委任状」が本連盟広報委員会に提出・受理されたカメラマン

⑤ 本連盟主催大会に出場するチームが当該試合に先立ち本連盟に申請書を提出し、本連盟が受理したカメラマン

⑥ 本連盟の広報活動・プログラム作成等のために本連盟が依頼したカメラマン

※インターネット上のみで報道を行う媒体による取材・撮影申請は、原則として受け付けません。ただし、(2) ④および (3) ③に定める大学媒体による申請は、この限りではありません。その他の例外の可否は、取材目的、掲載予定媒体、活動実績、責任者・連絡先および会場の受入可能人数等を踏まえ、本連盟広報委員会が判断します。

（4）申請先および申請方法

① 申請期限は、大会初日の 5 日前の 18 時までとします。

例：大会初日が土曜日の場合は、同じ週の月曜日 18 時まで。

② 本連盟 HP に掲載されている「取材撮影申請用 Google フォーム」に必要事項を記入してください。

※本節④に定める場合を除き、期限後の申請は受け付けません。

③ 必要事項に不備・不足がある場合には、再申請をお願いしたり、取材をお断りしたりすることがあります。また、会場に応じて、取材・撮影内容の確認、取材・撮影者の人数調整をお願いすることがある旨、予めご了承ください。

④ 原則として事前申請のない報道関係者の当日申請は受け付けません。やむを得ない理由により所定の申請ができなかった方については、新聞等のニュースメディアの関係者であること、取材目的および会場の受入状況を確認し、会場責任者（理事）が広報担当者と協議した上で、例外的に許可することがあります。ただし、大学新聞および大学ウェブ媒体による当日申請は受け付けません。

（5）取材・撮影時の注意

① カメラ・ビデオ撮影をする方は、報道受付にて「ビブス」を受け取り、撮影する際は必ず着用し、指定の場所にて撮影を行ってください。

② 大会期間中、監督や選手へのインタビュー・取材を行う際は、学生委員を介してください。チーム関係者への直接交渉は控えてください。

③ 観客席など、取材・撮影エリア外での取材・撮影はできません。また、観客の視野を妨げる位置での取材・撮影はできません。

（6）公開

① 動画の SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram 等）、HP 等への掲載は、申請団体ごとに、1 試合につき原則として合計 3 分以内とします。個人として申請した場合は、当該申請者を集計単位とします。同一試合を複数の投稿、媒体又はアカウントに分けて掲載する場合も、同一の集計単位に属する全ての掲載時間を合算します。別途許可を受けた利用については、第 2 項（4）に定める注意事項およびその許可条件に従ってください。

② 取材の結果や映像等を、申請書に記載した媒体以外に掲載することを禁止します。報道以外の目的又は個人の HP、ブログ等への二次利用も認めません。利用媒体又は利用目的を追加・変更する場合は、事前に本連盟広報委員会へ申請し、承認を受けてください。無断の二次利用等の違反が確認された場合は、公開の停止又は削除等の是正を求め、第 2 項（3）に基づき対応します。

4. チームによるスカウティングとしての動画撮影について

（1）目的

① 本連盟主催大会に出場するチームの選手およびスタッフによるスカウティングを目的とした動画撮影は可能です。

（2）申請

① 大会当日、報道受付にて本人が申請し、「チームプレス AD カード」を受け取ってください。

② 「チームプレス AD カード」は、撮影終了後、必ず返却してください。

③ 申請できるのは、当該大会 AD カードを所持している者に限ります。

④ 申請および撮影ができる人数は、1 コート 2 人までとします。人数枠の適用単位および利用方法は、申請受付前に本連盟が案内します。

⑤申請した人のみスカウティングエリアでの撮影・戦術分析ができます。

（3）撮影時の注意

① チームプレス AD カード所有者は指定されたエリア内でのみ撮影可能となります。その他の場所での撮影はご遠慮ください。

② 申請者は、「チームプレス AD カード」を首から提げて撮影を行ってください。

③ 撮影中、チーム関係者であることの証明を求めることがありますのでご了承ください。

（4）利用および公開

① スカウティングを目的として撮影した動画は、当該チームの選手およびスタッフが、戦術分析等のために必要な範囲で共有・利用できます。動画の公開およびチーム外への提供・譲渡は、有償・無償を問わず禁止します。

5.「チーム広報カメラマン」の撮影について

（1）目的

① チームの広報活動を目的とした撮影については、「チーム広報カメラマン」としてこれを認めます。

（2）申請

① チームの選手、スタッフおよびチームから委託を受けた者は、当該チームの試合の撮影前に、報道受付にて「チーム AD カード」又は当該チームからの「チーム広報カメラマン委任状」を提示の上、「チーム広報カメラマン」の申請を行ってください。委託を受けた者は、次の②の事前提出も必要です。

② チームから委託を受けた者が撮影を行う場合は、大会初日の 5 日前の 18 時までに、チームから広報委員会宛てに「チーム広報カメラマン委任状」を提出してください。

③ 申請が認められた者には、「チーム広報カメラマンパス」を発行します。

（3）撮影時の注意

① 「チーム広報カメラマン」は「チーム広報カメラマンパス」を首から提げて撮影を行ってください。

② 「チーム広報カメラマンパス」を首から提げている者は、当該チームの試合を、指定されたエリア内でのみ撮影できます。その他の場所での撮影はご遠慮ください。

③ 試合撮影中、当該試合チームの「チーム広報カメラマン」であることの証明を求める場合がありますのでご了承ください。

（4）公開

① 動画の SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram 等）、HP 等への掲載は、1 チームにつき 1 試合合計 3 分以内とします。

② 同一試合を複数の投稿、媒体又はアカウントに分けて掲載する場合も、当該チームの広報活動として掲載する全ての動画の時間を合算して 3 分以内とします。公開に当たっては、第 2 項（4）の共通事項に従ってください。

③ 当該映像・画像等の有料販売は禁止します。

6. 保護者等の撮影について

（1）目的

保護者等による当該チームの試合の鑑賞・記録を目的とする、スマートフォンでの静止画および 1 本当たり 15 秒以内の動画、レンズ交換式カメラでの静止画およびビデオカメラによる動画の撮影を認めます。ただし、レンズ交換式カメラでの静止画およびビデオカメラによる動画の撮影には申請が必要です。

（2）レンズ交換式カメラによる静止画撮影

① レンズ交換式カメラによる静止画撮影を希望される方は、事前に Google フォームに必要事項を入力してください。当日、「報道受付」で「保護者 AD カード」を受け取ってください。

② 当日申請も可能といたします。必ず、会場入り口付近の「報道受付」で所定の手続きを行ってください。

③ 「保護者 AD カード」所有者は観客席でのみ撮影可能です。その他の場所での撮影はご遠慮ください。

④ 試合終了後は、報道受付に「保護者 AD カード」をご返却ください。

⑤ 撮影した写真を SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram 等）に掲載することを認めます。掲載に当たっては、第 2 項（4）の共通事項に従ってください。

（3）動画撮影

① 報道関係者、チームスタッフその他本要項で別に撮影を認められた者を除き、ビデオカメラによる動画撮影は、本節の申請を行った保護者等に限り認めます。

② ビデオカメラによる動画撮影を希望される方は、事前に Google フォームに必要事項を入力してください。当日、「報道受付」で「保護者 AD カード」を受け取ってください。

③ 当日申請も可能といたします。必ず、会場入り口付近の「報道受付」で所定の手続きを行ってください。

④ 「保護者 AD カード」所有者は観客席でのみ撮影可能です。その他の場所での撮影はご遠慮ください。

⑤ 試合終了後は、報道受付に「保護者 AD カード」をご返却ください。

⑥ ビデオカメラで撮影した動画を、SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram 等）や個人の HP 等に掲載することはできません。スマートフォンで撮影した 1 本当たり 15 秒以内の動画については、第 7 項（5）に定める動画公開の条件に従って掲載できます。

7. 一般客の撮影について

（1）目的

スポーツ観戦の記念として、スマートフォンでの静止画および 1 本当たり 15 秒以内の動画、レンズ交換式カメラその他の高機能・高性能カメラでの静止画（男子の試合のみ）の撮影を認めます。

レンズ交換式カメラその他の高機能・高性能カメラでの撮影には申請が必要です。

ビデオカメラによる動画の撮影は禁止します。

（2）撮影エリア

撮影は観客席で行ってください。通路等に立ち止まって撮影することは禁止します。

（3）高機能・高性能カメラによる静止画撮影

① 一般客によるレンズ交換式カメラその他の高機能・高性能カメラでの撮影は、男子の試合でのみ認めます。女子の試合では禁止します。

② レンズ交換式カメラその他の高機能・高性能カメラによる静止画撮影を希望される方は、事前に Google フォームに必要事項を入力してください。当日、報道受付で「プレス AD カード」と「撮影要項」を受け取ってください。

③ 当日申請も可能といたします。必ず、会場入り口付近の「報道受付」で所定の手続きを行ってください。

（4）撮影時の注意

① 申請者は、「プレス AD カード」を必ず首から提げ、「撮影要項」に従って、観客席より撮影を行ってください。

② 周囲の観戦の妨げになる大きな機材（望遠レンズ、三脚など）を使用しての写真撮影は禁止します。

③ 「スポーツ観戦」の記念撮影以外の目的で静止画を撮影していることが確認された場合は、撮影の中止又は是正を求めます。この場合の対応および入場料の取扱いは、第 2 項（3）によります。

（5）公開

① スマートフォンで撮影した静止画および 1 本当たり 15 秒以内の動画並びにレンズ交換式カメラその他の高機能・高性能カメラで撮影した静止画（男子の試合のみ）を、SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram 等）に掲載できます。

② 動画の SNS、HP 等への掲載時間は、投稿者 1 人につき、同一試合について合計 3 分以内とします。複数の投稿、媒体又はアカウントに分けて掲載する場合も、当該投稿者による全ての掲載時間を合算します。公開に当たっては、第 2 項（4）の共通事項に従ってください。

③ 被写体の名誉・プライバシーその他の権利利益を侵害する加工、性的な強調を目的とする加工、その他違法な利用を禁止します。自ら撮影した画像・映像について、第三者の権利利益を侵害しない範囲で行う明るさ調整、サイズ変更、トリミングおよびプライバシー保護のための加工は、この限りではありません。

④ 撮影した画像・映像の販売又は転売は禁止します。

⑤ 本節の違反が確認された場合は、公開の停止又は削除等の是正を求め、第 2 項（3）に基づき対応します。

以上